

教育訓練給付金制度のご案内

教育訓練給付金とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の支給要件を満たし、厚生労働省の指定する一般教育訓練給付金制度厚生労働大臣指定講座を受講し修了した場合、**本人自らが支払った受講料**の一定割合(**最大20%**)に相当する額がハローワークから支給されます。

給付対象者の支給要件

- 在職者** ... 雇用保険の被保険者として雇用された期間が3年以上あること
※ただし初めて教育訓練給付金制度を受給される場合は、雇用保険期間が1年以上あれば手続き可能です！
- 離職者** ... ①雇用保険の被保険者として雇用された期間が3年以上あること
※ただし初めて教育訓練給付金制度を受給される場合は、雇用保険期間が1年以上あれば手続き可能です！
②被保険者の資格を喪失して以降1年以内
(→離職をした翌日から1年以内)

対象講習

フォークリフト31時間コース(普通自動車運転免許証有) ... 29,150円(税込)

フォークリフト35時間コース(普通自動車運転免許証無) ... 39,050円(税込)

教習センターにて実施する講習が対象です！！

※その他の会場で受講される方は、申請いただけませんのでご注意ください。

申請手続き方法

①支給要件照会

◇ ハローワークにて支給要件照会をする

【必要書類】

本人・住所の確認できる書類(運転免許証・住民票・印鑑証明書 etc)

②申込

◇ 当協会に技能講習の申込をする

【必要書類】

申込書、写真、教育訓練給付金支給要件回答書

普通自動車運転免許証のコピー(31時間コースのみ)

住民票または健康保険証のコピー(35時間コースのみ)

③受講

◇ 全日程受講

学科・実技の試験に合格し、修了証を取得する

④支給手続

◇ 講習後、**一ヶ月以内**にハローワークにて支給手続きをする

【必要書類】

①教育訓練給付金支給申請書②教育訓練修了証明書③領収書④本人・住所確認書類(コピー不可)

⑤雇用保険被保険者証または雇用保険受給資格者証(コピー可)⑥教育訓練経費等確認書

※①②③は当協会より発行いたします。

⑤支給

◇ ハローワークにて審査の後、給付金の支給を受ける

※**最大20%**が支給されます

